

グリーン調達基準

＜第 8.0 版＞



小倉クラッチ株式会社

小倉クラッチ株式会社 グリーン調達基準

目次

グリーン調達方針について	4
1 . 目的	4
2 . 適用範囲	4
3 . 運用及び適用除外	4
4 . 用語の定義	4
5 . 規定管理物質	6
5 . 1 禁止物質レベル 1	6
5 . 2 禁止物質レベル 2	7
5 . 3 禁止物質レベル 3	8
5 . 4 管理物質	8
5 . 5 本グリーン調達方針で規定する物質リスト	9
5 . 6 参考	9
5 . 7 含有禁止物質不使用証明書の提出について	10
5 . 8 代替品の提案及び登録について	10
6 . 製造工程使用化学物質の管理基準	11
6 . 1 使用禁止物質	11
6 . 2 塩素系有機洗浄剤不使用証明書の提出について	11
7 . 環境負荷情報調査について	12
附属資料：製品含有化学物質を禁止又は制限する国内外の主な法規制・自主基準	12
付表 1：小倉クラッチ納入製品・含有禁止物質不使用証明書	14

付表 2：製造工程での塩素系有機洗浄剤の不使用証明書	15
付表 3：小倉クラッチ納入製品・含有禁止物質の全廃計画書	16
付表 4：製造工程での塩素系有機洗浄剤の全廃計画書	17
改訂履歴	18

付属書 1

- 表 1 禁止物質レベル 1 物質/物質群リスト
- 表 2A 禁止物質レベル 2A 物質/物質群リスト
- 表 2B 禁止物質 2B 物質/物質群リスト
- 表 3 禁止物質レベル 3 物質/物質群リスト

付属書 2.EU RoHS 指令除外項目一覧表

付属書 3.EU ELV 指令除外項目一覧表

付属書 4.禁止物質の管理値

グリーン調達方針について

小倉クラッチ株式会社は、地球環境保全を進めることにより企業の社会的責任を果たすという環境方針に基づき、環境に配慮した製品づくりを進めるため、地球環境への負荷が少ない資材の調達、すなわちグリーン調達を推進します。

グリーン調達にあたっては、取引先に対して次の各項の取り組みを要求します。

- ・ 製品に含まれる化学物質に関する含有禁止物質不使用証明書の提出
- ・ 化学物質含有データの提示
- ・ 化学物質管理システム（製造から納入の各段階で化学物質を管理する仕組み）を構築及び運用すること
- ・ 環境マネジメントシステム（EMS）を構築及び運用すること

なお、必要に応じ化学物質管理システム、環境マネジメントシステムの確認（監査）を実施します。

1．目的

本基準は小倉クラッチの製品を構成する原材料、部品及びユニット等に含有する化学物質について、その含有状況を把握、管理し、環境影響を及ぼす化学物質については禁止、削減を目指すことを小倉クラッチの社内及び取引先に周知徹底し、法令順守の徹底、製品全体の、環境負荷低減を図ることを目的とします。

2．適用範囲

1）製品への適用範囲（小倉クラッチが出荷する製品）

本基準は小倉クラッチの全製品に適用します。

- ①小倉クラッチで設計・製造し、販売する製品
- ②小倉クラッチが第三者に設計・製造を委託し、小倉クラッチブランドを付して販売する製品
- ③第三者が設計・製造を行ったものを、小倉クラッチブランドを付して販売する製品

2）部品・原材料・ユニット等への適用範囲

- ①製品本体・部品及びそれらに使用する原材料
- ②製品の包装材料・包装用部品
- ③取扱説明書類
- ④サービスパーツ
- ⑤グリス・接着剤・両面テープ・包装用テープ等の消耗品

3．運用及び適用除外

- 1) 主要な法規制に基づき制定しているが、全てを網羅しているわけではないので個別製品等での運用は、販売時点および販売地域での条約・法・条例・業界指針その他必要要件を完全に順守し、かつ本基準を遵守すること。
- 2) 本基準の遵守を原則とするが納入先の要望により納入先の基準で運用することも認める。

4．用語の定義

1) 規定管理物質

禁止物質レベル1からレベル3の物質及び管理物質をいう。

2) 禁止物質レベル1

小倉クラッチの製品を構成する原材料、部品、ユニット等への含有もしくはそれらの製造工程に於いて使用を禁止する物質で、下記の基準により小倉クラッチが指定したもの。

- ① 現在法規制で製品含有が禁止、あるいは含有濃度の上限が定められている物質
- ② 本書の施行後1年以内に法規制で製品含有が禁止、あるいは含有濃度の上限が定められる予定の物質。ただし、法規制開始日と本書の施行日の関係から法施行より1年以上前に禁止物質レベル1に制定する場合もある。

3) 禁止物質レベル2

禁止物質レベル1に定める物質以外で、次に示すいずれかの物質を対象とする。

- ① 条約・法規制により期限を定めて製品含有が禁止される物質
- ② 小倉クラッチとして条約・法規制で定められた期限を前倒しして製品含有の禁止を推進する物質
- ③ 小倉クラッチの自主的な取組で使用を制限する物質

本物質の製品含有が確認された場合には、本基準に規定された期限や制限条件に基づいて代替の推進を行わなければならない。

4) 禁止物質レベル3

禁止物質レベル1及びレベル2に定める物質以外で、条約・法規制等で禁止が検討されており、今後の法規制動向を踏まえ代替に向けた課題を明確にすると共に、小倉クラッチとして禁止時期を検討する物質。現時点では製品含有の禁止時期を設定しない。

5) 管理物質

使用実態を把握し、健康、安全衛生、適正処理等に考慮すべき物質をいう。対象とする管理物質は、意図的な使用を制限するものではなく、使用の有無及び含有濃度についてデータを把握すべき物質である。対象とする管理物質について「意図的使用」、あるいは、「含有既知」である場合を把握対象とする。

6) 含有既知

「原料メーカーから管理対象物質を含有している情報の提供を受けた」、「なんらかの方法で含有しているデータを確認した」ことを指す。

7) 製品含有

製品、部品、デバイス、材料等に含有するすべての場合を指す。例えば、次のような状態を指す。

- － 対象物質が意図的に使用された状態
- － 不純物として含有する状態
- － 製造工程で使用され最終製品あるいは部品、材料に対象物質が残留又は付着・移行した状態
(例えば製品の製造工程で、製品に直接触れる金型、治工具、機械設備、または塗料などに接触する容器やホース等は、残留又は付着・移行に注意が必要)

8) 意図的使用

特定の特性、外観、または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製品、部品、デ

バイス、材料等の製造時に意図して使用することをいう。ただし、製造過程で除去、化学反応、揮発などにより、製品、部品、デバイス、材料等に最終的に含有しない場合は除く。

9) 不純物

不純物とは、天然素材中に含有され、精製過程で除去しきれない、または反応の過程で生じ技術的に除去できない物質をいう。

10) 規制値

小倉クラッチの出荷製品において小倉クラッチが禁止物質の含有に関して保証すべき含有濃度、および／または小倉クラッチに納入される部品、デバイス、材料等において、小倉クラッチの購入先が禁止物質の含有に関して保証すべき含有濃度をいう。なお、含有濃度には不純物濃度を含む。

11) 管理値

禁止物質レベル 1 の対象物質/物質群の不使用管理ができていれば超えないと考えられる含有濃度をいい、弊社で管理するための濃度である。万一、禁止物質の含有濃度が管理値を超えた場合には、含有理由の明確化を購入先に要請し、必要に応じて、含有濃度の管理値未満への低減を購入先に要請する。なお、管理値の保証は購入先に対しては求めない。

12) 含有濃度

含有濃度とは、均質材料(ホモジニアスな材料)の質量を分母とした物質の濃度とする。なお、均質材料とは機械的に異なる材料に分解できない材料をいい、例えば次のものを均質材料とする。

- ー 化合物、ポリマーアロイ、金属合金など
- ー 塗料、接着剤、インキ、ペースト、樹脂ポリマー、ガラスパウダー、セラミックパウダーなどの原材料については、それぞれ想定される使用方法によって最終的に形成されるもの(例: 塗料および接着剤は、乾燥後または硬化後の状態。樹脂ポリマーは成形後の状態。ガラスおよびセラミックは 焼成後の状態)。
- ー 塗装、印刷、めっきなどの単層。また、それらが 複層の場合には、それぞれの単層を均質材料とする。

ただし、包装材に関しては包装を構成する部材(包装材を簡単な手段で分離できる部分(例: ダンボール梱包における「ダンボール紙」と組立に用いる「粘着テープ」、表示に用いる「ラベル」は、それぞれ別の部材とする))の質量を分母として、鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの四重金属含有総合計(重量比)の濃度を含有濃度とする。

13) 納入禁止日

購入先(小倉クラッチの事業所を含む)から、小倉クラッチへの部品・デバイス・材料等の納入を禁止する日をいう。

5. 規定管理物質

5.1 禁止物質レベル 1

国内及び海外における以下の法規制を基に禁止物質レベル 1 を規定した(付属書 1 の表 1)。小倉クラッチの出荷製品、及び小倉クラッチに納入される部品、デバイス、材料等では、表 1 に示す「小倉クラッチ規制内容」を保証することが必要である。また、付属書 2「禁止物質の管理一覧」で規定する管理値(禁止物質レベル 1 の対象物質の不使用管理ができていれば超えないと考えられる含有濃度)を超えた場合は、含有理由の明確化を購入先に要請し、必要に応じて含有濃度の管理値未満への低減を購入先に要請する。リサイクル材においても禁止物質レベル 1 の含有に関して「小倉クラッチ規

制内容」が保障されていると共に、管理値未満に管理された状態にあることが必要である。

5.1.1 日本における法規制ならびに規制対象

- ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(以下、化審法と略記)での第一種特定化学物質(製造、輸入禁止物質)
- ・「労働安全衛生法」(以下、安衛法と略記)の第五十五条(製造等の禁止)で製造等が禁止される物質
- ・「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(以下、オゾン層保護法と略記)での特定物質
- ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下、資源有効利用促進法と略記)による含有物質の管理及び情報提供の義務で対象となる物質

5.1.2 海外における法規制、国際的条約ならびに規制対象

- ・「EU RoHS 指令(Directive 2011/65/EU);電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令」(以下、EU RoHS と略記)
- ・「EU REACH 規則(Regulation(EC)No 1907/2006);化学物質の登録、評価、認可及び制限(REACH)に関する欧州議会及び理事会規則」の Annex XVII(制限物質)(以下、EU REACH 規則 Annex XVII と略記)
- ・「EU POPs 規則(Regulation(EU)No 2019/1021);残留性有機汚染物質に関する欧州議会及び理事会規則」の Annex I (以下、EU POPs 規則 Annex I と略記)
- ・「EU 包装および包装廃棄物規則(EU)(2025/40);包装及び包装廃棄物に関する欧州議会及び理事会規則」(以下、EU 包装材規則と略記)
- ・「EU オゾン層破壊物質規則(Regulation (EU)NO 2024/590);オゾン層破壊物質に関する欧州議会及び理事会規則」(以下、EU ODS 規則と略記)
- ・「EU フッ素化温室効果ガス規則(Regulation (EU)NO 2024/573);フッ素化温室効果ガスに関する欧州議会及び理事会規則」(以下、EU F ガス規則と略記)
- ・「EU ELV 指令(Directive 2000/53/EC);使用済み自動車に関する欧州議会及び欧州連合理事会指令」(以下、EU ELV と略記)
- ・「米国特定州包装材有害物質規制(Toxics in Packaging)」(以下、米国特定州包装材有害物質規制と略記)
- ・「米国オゾン層破壊物質に関する環境税 (Environmental Taxes on Ozone-depleting chemicals(ODCs);26CFR52.4682-1~3)」(以下、米国フロソ税と略記)
- ・「米国大気浄化法(clean Air Act);タイトル VI 成層圏オゾン層保護」(以下、米国大気浄化法と略記)
- ・「米国有害物質規制法(Toxic Substances Control Act)」(以下、TSCA と略記)
- ・「カナダ環境保護法 1999(Canadian Environment Protection Act,1999;CEPA1999)」(以下、カナダ環境保護法 1999 と略記)
- ・「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(The Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer)」(以下、モントリオール議定書と略記)
- ・「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants)」(以下、POPs 条約と略記)
- ・「水銀に関する水俣条約(Minamata Convention on Mercury)」(以下水俣条約と略記)

5.2 禁止物質レベル 2

禁止物質レベル 2 は、代替推進の目的に応じて、禁止物質レベル 2A と禁止物質レベル 2B に分類

される。

禁止物質レベル 2A は、条約・法規制により、期限を定めて段階的に使用が禁止される物質、小倉クラッチとして条約・法規制で定められた期限を前倒しして製品含有の禁止を推進する物質をいう。

禁止物質レベル 2B は、小倉クラッチの自主的な取組みで使用を制限する物質をいう。

付属書 1 の表 2A と 2B に一覧を示す。

5.3 禁止物質レベル 3

付属書 1 の表 3 に一覧を示す。

5.4 管理物質

使用実態を把握し、健康、安全衛生、適正処理等を考慮すべき物質をいう。対象とする管理物質は、その使用を制限するものではなく、使用の有無および含有濃度についてデータを把握すべき物質である。対象とする管理物質について、「意図の使用」、あるいは、「含有既知である」場合を把握対象*1とする。

*1：部品の納入者が搬送・保護に用いる包装材で、法的対応等が必要でない場合は、「管理物質」の含有報告は不要である。

(法的対応の例：REACH の対象となる部品を包装材と共に EU に輸出する場合、管理物質の内、EU REACH 認可対象候補物質(高懸念物質;SVHC)について含有報告が必要)

本指針における管理物質は、表 1 に示す、法規制、業界標準等に収載された物質を対象とする。

なお、これらの物質は、CMP コンソーシアムが規定する「chemSHERPA 管理対象物質(最新版)」の対象物質から、本指針で規定する禁止物質を除いた物質に相当する。

また、管理物質に該当する物質で、条約・法・条例・業界指針などで、個別に対象地域や製品などに対して規定されている場合は、それらを完全に順守すること。

表 1 管理物質の法規制、業界標準等

対象	備考
化審法（第一種特定化学物質）	本指針で規定の禁止物質を除く
TSCA 使用禁止または制限の対象物質（第 6 条）	本指針で規定の禁止物質を除く
EU REACH Annex XVII	本指針で規定の禁止物質を除く
EU REACH 認可対象候補物質（高懸念物質；SVHC）および Annex XIV（認可対象物質）	本指針で規定の禁止物質を除く
EU POPs Annex I	本指針で規定の禁止物質を除く
GADSL（自動車）Global Automotive Declarable Substance List	本指針で規定の禁止物質を除く
IEC 62474（電気電子）Material Declaration for products of and for the Electrotechnical Industry	本指針で規定の禁止物質を除く

5.5 本グリーン調達方針で規定する物質リスト

本グリーン調達方針で規定する「禁止物質」、「管理物質」の法規制、業界標準毎の対象物質は、次の文書、リストを参照のこと。

- 「chemSHERPA 管理対象物質説明書」*

*資料、リストの参照先：

下記で入手可能な chemSHERPA データ作成支援ツール(最新版)に同梱されている。

日本語：<https://cmp-consortium.com/>

英語、中国語：<https://cmp-consortium.com/english>

5.6 参考

本指針での「管理物質」に対する該当/非該当を確認するために、5.5 に示した URL より入手した chemSHERPA データ作成支援ツールを用いる事が可能である。ただし、本ツールは補助的なものであるため、データ作成支援ツールで「管理物質」に該当しない場合でも、対象の法規制などに該当する事が分かっている場合は報告のこと。

5.7 含有禁止物質不使用証明書の提出について

小倉クラッチへ納入している原材料・部品・ユニット等がグリーン調達基準を遵守していることを証明するため、「小倉クラッチ納入製品・含有禁止物質不使用証明書」（付表1）の提出をお願いします。小倉クラッチに納入している原材料・部品・ユニット等について、禁止物質が含まれていないことを現在および将来に渡り、保証してください。

小倉クラッチ納入製品・含有禁止物質不使用証明書を提出していただく事でロット毎の成分データの提出は省略させていただきます。ただし一部の含有禁止物質（RoHS等）についてはロット毎のMILシート、定期的（1回/年）なICPなどの精密分析データ（【参考】含有禁止物質の分析方法について参照）を提出していただく場合があります。

また、一部の原材料・部品・ユニット等について、分析用サンプルを提出していただく場合があります。提出しない場合も、問題発生時にロット毎のトレースが出来るようにデータまたはサンプルの保存をお願いいたします。

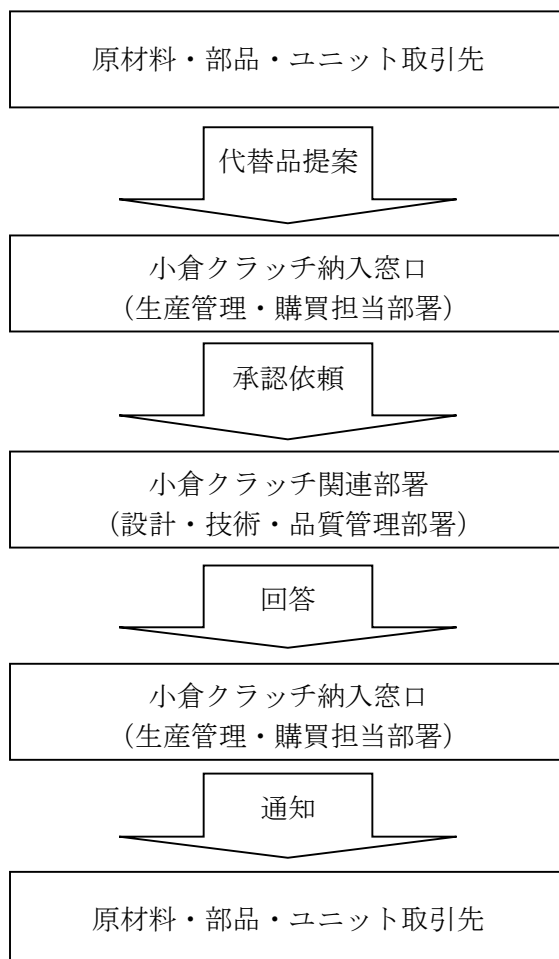
今後、含有禁止物質が追加された場合は、改めて新しい様式の証明書等を発行することがあります。

5.8 代替品の提案及び登録について

小倉クラッチへ納入している原材料・部品・ユニット等について、禁止物質を含有しない代替品の提案を行う場合は、窓口である小倉クラッチ生産管理・購買担当部署に必要書類（部品検討依頼書等）やサンプル・測定データ・カタログ等を提出してください。

生産管理・購買担当部署は所定の手続きを経て、小倉クラッチの関連部署へ書類及びサンプルを送付し、提案内容について承認を依頼します。その後関連部署にて必要な評価を行い、取引先に対して承認可否の通知を、生産管理・購買担当部署より行います。

【代替品提案・登録フロー】



6. 製造工程使用化学物質の管理基準

6.1 使用禁止物質

オゾン層破壊物質および塩素系有機洗浄剤に関しては、製造工程での使用を禁止致します。オゾン層破壊物質については表 6-1-1 で示す物質を禁止しますが、適用除外における使用はこの限りではありません。詳細な物質名は、『モントリオール議定書付属書に記載の物質』をご参照ください。また塩素系有機洗浄剤については、表 6-1-2 に禁止する物質名を示します。

◇表 6-1-1 部品・原材料製造工程での使用を禁止するオゾン層破壊物質

物質名	議定書におけるグループ	禁止適用除外
特定フロン(CFC)	付属書 A グループ I	
ハロン	付属書 A グループ II	
その他のフロン(CFC)	付属書 B グループ I	冷凍機・空調等に内蔵される冷媒
四塩化炭素	付属書 B グループ II	消火剤
1,1,1-トリクロロエタン	付属書 B グループ III	輸出入時の検疫燻蒸
HBFC	付属書 C グループ II	
ブロモクロロメタン	付属書 C グループ III	
臭化メチル	付属書 E グループ I	
代替フロン(HCFC)	付属書 C グループ I	空調等に内蔵される冷媒電子部品製造工程での使用

◇表 6-1-2 禁止とする塩素系有機洗浄剤

物質名	CAS.No
トリクロロエチレン(トリクレン)	79 01 6
テトラクロロエチレン	127-18-4
ジクロロメタン(塩化メチレン)	75 09 2
四塩化炭素	56-23-5
1,2-ジクロロエチレン	540-59-0
1,1-ジクロロエチレン	75-35-4
シス-1,2-ジクロロエチレン	156-59-2
1,1,1-トリクロロエタン	71-55-6
1,1,2-トリクロロエタン	79-00-5
ジクロロプロペン	8003-19-8

6.2 塩素系有機洗浄剤の不使用証明書提出について

仕入先様の製造工程において塩素系有機洗浄剤が使用されていないことを確認するために、「製造工程での塩素系有機洗浄剤の不使用証明書」(付表 2) の提出をお願いします。

なお、不使用証明書がすぐに提出できない場合は、「製造工程での塩素系有機洗浄剤の全廃計画書」(付表 3) をご提出して頂き、その後、仕入先様社内での使用が廃止された際に不使用証明書をご提出して頂くことになります。

どちらの不使用証明書についても、提出期限までに提出ない取引先様とは新規の取り引きできなくなりますのでご了承ください。

※今後、使用禁止物質が追加された場合は、弊社より改めて新しい様式の証明書を発行することがあります。

7 . 環境負荷情報調査について

小倉クラッチの製品を構成する原材料、部品、ユニット等に含有されている化学物質の含有量調査、及び製造工程に於ける含有状況を調査するため、環境負荷情報調査を行います。

調査は chemSHERPA を基本とします。ただし、得意先の要求などにより IMDS・JAMA/JAPIA シートあるいは**その他顧客要求**の調査フォームを使用する場合があります。

附属資料

◇製品含有化学物質を禁止又は制限する国内外の主な法規制・自主基準

含有禁止物質	参考規制・基準
ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類)	化審法(第一種特定物質)、EU REACH 規則 Annex XVII、(旧 EU76/769/EEC)
ポリ塩化ターフェニル類(PCT 類)	EU REACH 規則 Annex XVII (旧 EU76/769/EEC)
ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上)	化審法(第一種)
ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類)	EU2002/95/EC(RoHS)、化審法(第一種)、EU REACH AnnexX VII(制限物質)
ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)	EU2002/95/EC(RoHS)、化審法(第一種)、EU REACH AnnexX VII(制限物質)
塩化パラフィン	EU REACH 規則 Annex XVII
特定有機スズ化合物(1) ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO) 3置換有機スズ化合物	化審法(第一種特定物質) EU REACH AnnexX VII(制限物質)、独化学品禁止規則
特定有機スズ化合物(2) ジブチルスズ化合物	EU REACH AnnexX VII(制限物質)
特定有機スズ化合物(3) ジオクチルスズ化合物	EU REACH AnnexX VII(制限物質)
アスベスト類	EU REACH AnnexX VII(制限物質)、安衛法、独化学品禁止規則
オゾン層破壊物質	モントリオール議定書、日本オゾン層保護法、米国フロン規制
HFCs, PFCs, SF6	京都議定書、デンマーク F ガス規制、スイス F ガス規制
カドミウム及びその化合物	EU2002/95/EC(RoHS)、EU REACH AnnexX VII(制限物質)、独化学品禁止規則、UE 梱包材指令、資源有効利用促進法
六価クロム化合物	EU2002/95/EC(RoHS)、EU 梱包材指令、資源有効利用促進法
鉛及びその化合物	EU2002/95/EC(RoHS)、EU REACH AnnexX VII(制限物質)、独化学品禁止規則、資源有効利用促進法、EU 梱包材指令、プロポジション 65
水銀及びその化合物	EU2002/95/EC(RoHS)、資源有効利用促進法、EU 梱包材指令、
ポリ塩化ビニル(PVC)	日本エコマーク、ドイツ BAM、北欧 IT ECO Declaration
ホルムアルデヒド	ドイツ化学品禁止規則、ホルマリン法令(デンマーク)、カリフォルニア州「ホルムアルデヒドを発生する合板に関する規制」
パーフルオロオクタンスルホン酸及びその塩(PFOS)	ストックホルム(POPs)条約、化審法
特定ベンゾトリアゾール:2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	化審法
ジメチルフマレート	欧州委員会決定の緊急法規 2009/251/EC

【参考】含有禁止物質の分析方法について

含有禁止物質全般の分析方法について、以下にその概要を紹介する。

◇含有禁止物質分析方法の概要

大分類	対象物質	分析方法
金属及び 金属化合物	カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物	* 原子吸光分析装置(AA) * プラズマ発光分析装置(ICP-AES /MS) * 蛍光X線分析装置(EDX、WDX)
	六価クロム及びその化合物	* 可視分光光度計 ...ジフェニルカルバジド吸光光度法
	水銀及びその化合物	* 原子吸光分析装置(AA) ...加熱気化金アマルガム法 * 蛍光X線分析装置(EDX、WDX)
ハロゲン系 有機化合物	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類) ポリ塩化ターフェニル類(PCT類) ポリ塩化ナフタレン(PCN) 短鎖型塩化パラフィン ポリ臭化ビフェニル類(PBB類) ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	* 高分解ガスクロマトグラフ質量分 析計 (HRGC-MS)←＜抽出－クリーン アップ＞ * フーリエ変換赤外分光光度計(FT -IR) * イオンクロマトグラフ装置 * 蛍光X線分析装置(EDX、WDX)
	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びその塩	* 液体クロマトグラフタンデム質量分 析装置(LC-MS/MS)

小倉クラッチ納入製品・含有禁止物質不使用証明書

弊社は現在小倉クラッチに納入している原材料・部品・ユニット等、及び今後納入する原材料・部品・ユニット等に関して（非意図的に混入した場合は除き）、小倉クラッチグリーン調達基準最新版に示される使用禁止物質が（除外用途での使用を除き）、含まれないことを証明します。

なおオゾン層破壊物質については、部品自体への含有だけでなく、その製造工程においても使用していないことを証明します。

記入日 : _____

会社名 : _____ 社印

住所 : _____

役職・職位: _____

担当部署長の署名: _____ 印

以上

担当者氏名: _____ 所属: _____

電話番号: _____ E メールアドレス: _____

製造工程での塩素系有機洗浄剤の不使用証明書

作成日 _____

会社名 _____ 社印 _____

役 職 _____

氏 名 _____ 印 _____

住 所 _____

当社は現在、小倉クラッチに納入している原材料・部品及び製品に関して、その社内の製造工程において下記に示す塩素系有機洗浄剤を使用していないことを証明します。

NO	物質名	CAS No
1	トリクロロエチレン（トリクレン）	79-01-6
2	テトラクロロエチレン	127-18-4
3	ジクロロメタン（塩化メチレン）	75-09-2
4	四塩化炭素	56-23-5
5	1,2-ジクロロエチレン	540-59-0
6	1,1-ジクロロエチレン	75-35-4
7	シス-1,2-ジクロロエチレン	156-59-2
8	1,1,1-トリクロロエタン	71-55-6
9	1,1,2-トリクロロエタン	79-00-5
10	1,3-ジクロロプロペン	542-75-6

以上

＜その他の洗浄に関する情報＞

1. 社内洗浄工程の有無

（社内で洗浄工程がある場合は使用洗浄剤およびその洗浄剤導入時期）

有り（使用洗浄剤： _____ 時期： _____）	なし
----------------------------	----

2. 小倉クラッチ納入部品の外注先での洗浄工程の有無

有り（社名： _____） （社名： _____）	なし
------------------------------	----

小倉クラッチ納入製品・使用禁止物質全廃計画書

弊社は現在小倉クラッチに納入している原材料・部品・ユニット等、及び今後納入する原材料・部品・ユニット等に関して（非意図的に混入した場合は除き）、小倉クラッチグリーン調達基準最新版に示される使用禁止物質が（除外用途での使用を除き）、含まれているためその全廃（代替化）予定時期についてご連絡致します。

記入日 : _____

会社名 : _____ 社印

住所 : _____

役職・職位 : _____

担当部署長の署名 : _____ 印

小倉クラッチ部品(図面)番号 : _____

小倉クラッチ部品(図面)名称 : _____

含有している禁止物質とその全廃予定時期 : _____

禁止物質				
全廃予定時期				
代替品				
提供予定時期				

以上

担当者氏名 : _____ 所属 : _____

電話番号 : _____ E メールアドレス : _____

製造工程での塩素系有機洗浄剤の全廃計画書

作成日

会社名 社印

役 職

氏 名 _____ 印 _____

住 所

当社は現在、小倉クラッチに納入している原材料・部品及び製品に関して、その社内製造工程において使用している塩素系有機洗浄剤を下記の計画で全廃致します。

また、計画終了時には、「製造工程での塩素系有機洗浄剤の不使用証明書」を提出します。

＜自社の洗浄工程の全廃計画＞

- ☐ 社内設備を代替洗剤の使用に切り換える。

代替洗淨検討開始時期 年 月

代替洗淨検討終了予定 年 月

代替検討責任者

全廃予定時期 年 月

代替洗淨剤および代替洗淨方法候補予定

- ☐ 社内の使用を全廃し、外注先に洗浄加工を委託する。

使用禁止予定 年 月

外注先候補名

住所

代替洗淨剤

以上

改訂履歴

改訂年月	版	改定内容
2004 年 07 月	第 1 版	初版制定
2005 年 06 月	第 1 版	誤記訂正
2010 年 03 月	第 2 版	1) グリーン調達方針について 追加 2) 含有禁止物質、含有制限物質、含有管理物質 変更 3) 付属書「環境負荷情報調査及び入力マニュアル」廃止 他、全面改訂
2011 年 11 月	第 3 版	1) 表 5-1-1 物質名変更及び追記 2) 表 5-1-2 物質名変更及び追記 3) 表 5-1-2 に*3 追加 4) 5.3 含有管理物質の表指示誤記訂正 5) 付属資料 含有禁止物質変更及び追加 参考規則・基準改訂
2015 年 1 月	第 4 版	全面改訂
2017 年 7 月	第 5 版	1) 禁止物質レベル 2 リスト No.2 の使用禁止時期変更 2) 7.環境負荷情報調査についての調査フォーマットの一部変更 3) 付属書 1・2 一部追加および変更
2018 年 12 月	第 5.01 版	1) フタル酸エステル(4 種) 意図的使用禁止及び閾値 1000ppm 以下の追記
2020 年 7 月	第 6 版	1) 用語の定義 6) ～12)まで変更及び追加 2) 表 1 禁止物質レベル 1 リスト (物質群) 注記 2)を変更及び*10 追記により、付属書 3 を廃棄 3) 禁止物質レベル 1 リスト No.22・No.23・No.24 追加、表 2-24 表 2-25、表 2-26、表 2-27 追記 4) 付属書 1 全面書き換え 5) 付属書 2 適用除外項目実施時期追記(鉛関係) 6) 付属書 4 フタル酸エステル類 4 種追加
2020 年 12 月	第 6.01 版	1) 誤記訂正 4. 11)
2022 年 3 月	第 7.0 版	1) 目次 ページ及び項目変更 2) 5.1.2 項「EU POPs 規則」No.変更 EU ELV 指令追記 3) 禁止物質レベル 1 リスト 注記 4 追記・主な法令に TSCA/EU ELV 指令/水俣条約/オゾン層保護法等追記・No.26 項追追加 表 2-8・表 2-19 規制対象用途追記・表 2-27 適用除外追記・表 2-28 追加 4) 5.2 項禁止レベル 2 表 3 の No.2・No.3 項追加 表 4-2・4-3 追加 5) 5.3 項禁止レベル 3 表 5 の主な参照法令一部追記・表 6 管理物質の法規制、業界標準等の対象一部追記

- 6) 付属書 2 ELV 指令除外項目追記
- 7) 付属書 4 表 A1-1 の六価クロムの対象部位・材料と管理値を変更。
注釈*3~*5 を削除し、*6 を*3 へ変更

2026 年 7 月 第 8.0 版

- 1) 用語の定義 7)、8)、12)文言変更及び 13)追加
- 2) 従来の禁止物質リストを切り離し付属書 1 とし、物質追加及び再編成
- 3) 付属書 2 を EU RoHS 指令除外項目一覧表とする
- 4) 付属書 3 を ELV 指令除外項目一覧表とする
- 5) 付属書 4 を禁止物質の管理値とする